

埼玉医科大学雑誌投稿規定

(平成14年1月1日施行)

(平成28年1月13日改訂)

第1条 本誌には他誌に未発表の原著、短報、綜説、解説、臨床研究、症例報告、資料、学会の抄録および雑報などを掲載する。別頁としてThesis(埼玉医科大学大学院医学研究科(以下「大学院医学研究科」という)で学位審査に合格したThesis)を掲載する。本誌の発行は埼玉医科大学ホームページ(<http://www.saitama-med.ac.jp/>)への掲載、冊子体により行う。

第2条 論文の筆頭著者は、埼玉医科大学医学会会員に限る。ただし、依頼原稿ならびに本学教授の紹介がある場合には、この限りでない。

第3条 本誌は埼玉医科大学雑誌編集委員会(以下「編集委員会」という)が編集する。

第4条 論文作成については下記による。

- (1) 人を対象とした論文は、ヘルシンキ宣言の倫理綱領を遵守したものでなければならない。大学倫理委員会あるいは研究を実施する施設の倫理審査委員会(埼玉医科大学の3病院IRBおよび保健医療学部倫理委員会を含む)において承認を得ることを必須とし、論文の中に明記する。また動物実験や組換えDNA実験などにおいては、研究計画を研究実施施設の動物実験委員会あるいは組換えDNA安全委員会等に申請し承認を得ていることを必須とし、論文の中に明記する。
- (2) 原著、綜説、解説は本誌仕上りで原則として10頁以内、その他は2頁以内とする。ただし、Thesisについては大学院医学研究科の定めるところによる。
- (3) ワードプロを用い、A4判白紙に横書きで行間を5mm以上空け、頁番号を入れて印刷する。和文は、1行40字(または20字)、1頁20行とする。
- (4) 和文は口語体を使い、現代仮名遣いによる漢字・平仮名交じり文で書く。外国人名はなるべく原字をそのまま用いる。慣用の和訳名のある外来語および動植物の和名は片仮名で書く。
- (5) 英文は英語を母語とする専門研究者による校閲を受ける。著者が左の校閲者と同等の能力を有する場合にはその必要はない。
- (6) 単位はなるべく国際単位系(理科年表、国立天文台編、丸善、最新版を参照)を使用する。
- (7) 表紙には表題、著者名、所属、住所と短縮表題を本文に使用する言語で記載する。
図と表の数および連絡先(E-mailアドレス、電話番号、fax番号)を付記する。
- (8) 共著者は共著者となることを承諾していなければならない。
- (9) 和文の原著、短報、症例報告(以下「原著等」という)には、英文の表題、著者名、所属、住所と400語以内の英文抄録(keywords付)をつける。英文の原稿は、英文抄録(keywords付)に加え、和文の表題、著者名、所属、住所と800字以内の和文抄録もつける。
- (10) 原著の本文は原則として、緒言、方法(材料)、結果(成績)、考察、結論または要約、謝辞、引用文献の順に記載する。
- (11) 引用文献は次のとおりとする。

1) 引用した文献は、本文中において番号を引用順に該当個所の右肩につけ、本文の終りに番号の順序にしたがって列挙する。

2) 引用文献は下記の取り決めの例に従って記す。

International Committee of Medical Journal Editors.

Uniform requirements for manuscripts submitted to biomedical journals.

N Engl J Med 1997;336:309-15.

例(抜粋および和文例)

[雑誌] 著者全員を列記する。ただし、6名以上の場合は6名のあとにet al(和文は他)を付す。

Vega KJ, Pina I, Krevsky B. Heart transplantation is associated with an increased risk for pancreatobiliary disease. Ann Intern Med 1996;124:980-3.

Parkin DM, Clayton D, Black RJ, Masuyer E, Friedl HP, Ivanov E, et al.

Childhood leukaemia in Europe after Chernobyl: 5 year follow-up.

Br J Cancer 1996;73:1006-12.

松谷雅生, 杉山聡, 藤巻高光, 中村治. 成人大脳半球non-pilocytic astro-cytomaの治療. 脳外誌 1999;8:182-8.

村井達哉, 西川亮, 齋藤一之, 黒田直人, 船山真人, 徳留省悟, 中村俊彦, 他.

肥大型心筋症による突然死: 東京都監察医務院における剖検例の統計的, 病理学的検討(1) 突然死の実態について. 法医学の実際と研究 1992;35:253-8.

[単行本]

一冊引用

(著者によるもの)

Ringsven MK, Bond D. Gerontology and leadership skills for nurses. 2nd ed.

Albany (NY): Delmar Publishers; 1996.

山内俊雄. 性転換手術は許されるのか 性同一性障害と性のあり方. 東京:明石書店; 1999.

(編集者によるもの)

Norman IJ, Redfern SJ, editors. Mental health care for elderly people.
New York: Churchill Livingstone; 1996.

片山茂裕, 他編. Clinical Case-Oriented 症例に学ぶ高脂血症治療 専門医のみるポイント 48 + a. 東京: メジカルビュー社; 2001.

部分引用

Phillips SJ, Whisnant JP. Hypertension and stroke. In: Laragh JH, Brenner BM, editors. Hypertension: pathophysiology, diagnosis, and management. 2nd ed. New York: Raven Press; 1995. p. 465-78.

別所正美. 造血治療薬. 和田攻, 他編. 治療薬ガイド 2001 - 2002. 東京: 文光堂; 2001. p. 519-27.

3) 雑誌の省略名は和文雑誌はその雑誌により決めてあるものに従い, 欧文雑誌は Index Medicus の省略名に従う.

(12) 図表は次のとおりとする.

- 1) 原著等の図表(タイトル, 説明文含む)に使用する言語は英語が望ましい.
- 2) 図表は掲載する順に Fig. 1, Table 1 などのように番号を付し, 挿入位置を本文の欄外に赤字で指定する.
- 3) 図表は修正の必要がないように仕上げる. 図上で大きさを示す必要がある場合にはスケールを入れる. 図には裏面に著者名, 番号および天地を入れる. 原稿として提出する図表は A4判を超えてはならない.
- 4) 掲載時の大きさに希望があればその旨指定する.

(13) 報告書, 特別講演, 資料は次のとおりとする.

- 1) 原則として白黒印刷される.
- 2) 学会発表は下記の取り決めの例に従って記す.

(例) 東丈裕, 松下祥. 株化細胞を用いた試験管内アジュバント活性定量評価法とその応用,
第38回日本免疫学会総会, 平成20年12月, 京都

第5条 原稿の提出については下記による.

- (1) 原著は, 表紙, 抄録, 本文, 図表, 図表説明の順にまとめる. 他の論文も原著に準じる.
- (2) 原稿はオリジナル1部とコピー3部(Thesis, 学会の抄録, 雑報はコピー2部)を編集委員会あてに提出する.
- (3) 利益相反に関する自己申告書の提出

投稿論文の研究について, 他者との利害関係の有無を記載した利益相反に関する自己申告書 (http://smswww.saitama-med.ac.jp/kyoudou/igakkai/new_igakkai/H220125_riekisouhan.doc) を提出する. 本書類は論文の採否には影響しないが, 論文が本誌に掲載される際に明記される.

(参考)

多くの論文では以下の文言が論文の第一頁の下段に挿入されることとなります

○著者全員は本論文の研究内容について他者との利害関係を有しません.

○The authors declare that there are no conflicts of interest associated with the present study.

(4) 埼玉医科大学雑誌投稿承諾書の提出

http://smswww.saitama-med.ac.jp/kyoudou/igakkai/new_igakkai/idaishi/shinkokusho.pdf

研究課題に該当する倫理審査委員会などの適切な審査を受けていることを自己申告する.

(5) Thesisの投稿に際しては, 以下の諸注意を厳守する.

- 1) 投稿予定のないThesisは本投稿規程に合致していれば全文を掲載する.
- 2) 他の学術誌に投稿予定のある場合は二重投稿を避けるために学位審査で使われた要旨のみを医学会誌に掲載する.
- 3) ただし, 投稿予定が後日取り消された場合, 医学会誌編集長にその旨を報告すれば, 全文の掲載を考慮することがある.

(6) Thesisの投稿に際しては, 以下の書類を添付する.

- 1) 大学院医学研究科発行の学位取得証明書または学位審査合格証明書.
- 2) 『学位規則のうち博士に関する運用細則』『学位申請論文(Thesis)作成の手引き』に記載された引用に関する証明書.
- 3) 引用した図表に関しては著作権を有する出版者からの転載許可書.
- 4) 引用, 転載に関する編集委員会所定の用紙による誓約書.

第6条 編集委員会は, 査読が必要な論文には査読を行った上で, 投稿論文の採否を決定し, 著者に通知する. 受理した論文に対し, 著者の希望により掲載証明書を発行する.

2 Thesisは本規定に合致していれば掲載される.

第7条 著者は論文の受理時(Thesisは投稿時), 最終決定稿を印刷物(2部)と電子的ファイル(ディスクまたは電子メール)で提出する. 図表の作成にパソコンを用いた場合は, 図表の電子的ファイルも提出する. これらは返却しない. 受け付けることが出来るディスク, 電子的ファイルの形式は編集部にお問い合わせる.

第8条 掲載は原則として原稿の掲載決定順とする.

第9条 著者校正は初校のみとし, 校正時の誤植以外の訂正や変更は編集委員会の許可を得る. 校正期限を厳守する.

第10条 出版に要する経費は, 依頼原稿等を除き, 著者の実費負担とする. 著者はその負担金を編集委員会からの概算払請求により論文の受理時に支払う. 出版後直ちに清算する.

第11条 本誌に掲載した論文等の著作権は埼玉医科大学医学会に帰属する.

第12条 本誌で発表された論文等に関連する不正行為(捏造, 改ざん, 盗用等)ならびに研究費の不正使用に対しては本学関連規定を適用する.

利益相反（COI）に関わる自己申告書 （埼玉医科大学雑誌への投稿論文に関わる研究）

埼玉医科大学医学会会長
別所正美 殿

埼玉医科大学雑誌へ論文を投稿するにあたり、以下の通り申告致します。

1. 投稿論文タイトル：

2. 補足等（あれば記入して下さい。）：

3. 本研究課題に関連する企業等との関係について（枠内の“あり/なし”のいずれかに を付けて下さい。）

| | |
|---|---------|
| A. 私が所属する研究部門について | |
| 1. 一定の基準を超える産学連携活動（注1・2） | あり / なし |
| 2. その企業等から無償で役務又は機材等の提供を受けている（注2） | あり / なし |
| 3. その企業等から年間500万円を超える物品購入（注2） | あり / なし |
| B. 私個人について | |
| 1. その企業等が含まれる業務委託業者選定への関与（注2） | あり / なし |
| 2. 私個人が、その企業等から年間100万円を超える収入を得ている、またはその企業等の役員や代表に就任している（注3） | あり / なし |
| 3. その企業等のエクイティ（注4） | あり / なし |
| C. 上記研究の研究期間中、A 1～B 3のことが起こる可能性 | あり / なし |

4. 課題とは関係のない企業等から、1社あたり年間100万円を超える個人収入

あり / なし （いずれかに を付けて下さい。）

以上、相違ありません。

提出日：平成 年 月 日
所 属： _____
氏 名： _____ 印

筆頭著者のみならず、すべての共著者が本自己申告書を松下祥教授（医学会幹事長、COI管理委員会委員）に提出して下さい。自己申告書に記載された内容は守秘義務を守って審査致します。なお、これに基づき、より詳しい申告書の提出をお願いする場合があります。

質問等問い合わせ先：永井正規教授：e-メール：mnagai@saitama-med.ac.jp（内線：毛呂2107）

利益相反（COI）に関わる自己申告書の記入要領

申告する内容については、以下の（注）を参考にして下さい。

注1）一定の基準を超える産学連携活動とは、所属する研究部門がある一つの研究課題に関連した企業等から受け入れる共同研究費、受託研究費、奨学寄附金、又は学術指導料（講演、コンサルタント業務含む）について、それぞれの年間受入額の総和が、税込みで一企業等あたり 200 万円を超える場合をいいます。その場合は“あり”として下さい。ある一つの企業等から受け入れる研究費・寄付金、又は学術指導料等の総和が税込みで1年あたり 200 万円以下の場合は、“なし”と記入して下さい。

なお、企業等とは営利を目的とする機関のことで、公的機関から受け入れる研究費や寄附金等は除きます。企業等が関与する財団は、公的機関に含まれません。しかし、寄附研究部門所属の研究者である場合等は、“あり”として下さい。

注2）自己申告書提出日までの1年間が対象です。

注3）個人が、兼業によって年間 100 万円を超える収入（税込み）を得た場合は、“あり”として下さい。ただし、兼業先が国、地方公共団体、独立行政法人、大学・学校、及び病院等である場合は除きます。ある一つの研究課題に関連した企業等から年間 100 万円を超える収入（税込み）を得た場合（講演やコンサルタント業務等の学術指導料を含む）も、“あり”として下さい。代表・役員等（ベンチャー企業を含む）に就任している場合は、“あり”として下さい。当該の研究者等の配偶者又は一親等の者（両親及び子供）が代表・役員等（ベンチャー企業を含む）に就任した時も“あり”として下さい。研究者等の個人が所有する（又は貢献した）著作権や産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、および、それらを受ける権利を含む）によって、ある一つ研究課題に関連した企業等から 100 万円（税込み）を超える収入がある場合は、“あり”として下さい。ただし、100 万円（税込み）を超える収入があっても、それら知的財産権に係わる届け出が本学へ適切になされている場合は、“なし”として下さい。

注4）エクイティとは、自己申告日現在、当該研究者等と生計を一にする配偶者及び一親等の者が保有している企業の株式、新株予約権等のことです。公開企業の場合、全員で 5% 以上の株式を保有しているとき、未公開企業の場合は 1 株以上保有しているとき、“あり”として下さい。